

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成18年9月

評価対象（事業名）	水道技術管理者講習会	
担当部局・課	主管部局・課	健康局水道課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	安全で質が高く災害に強い水道を整備すること
	I	安全で質の高い水道の確保を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
水道法では、水道事業者等に対して、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置くことを義務付けており、水道技術管理者となる技能を有する者として認められる方法の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する講習の課程を修了することとしている。
関連公益法人名
(社)日本水道協会

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
水道技術管理者は、水道の管理を適切に行い、安全な水道水を供給する上で重要な役割を担うものであり、水道の技術管理に係る高度な技術・知識が求められている。そのため、その者の有すべき資格は、原則として学歴要件及び実務経験の組み合わせにより厳格に定められている。しかしながら、特に全国の大多数を占める中小規模の水道事業等においては、その確保が困難な場合がある。このような状況を踏まえると、学校において関連の専門分野を履修していない者等がその資格を得るに当たって、水道の技術管理に係る技術・知識を習得する機会が必要であり、本講習会はその機会を付与する役割を果たしている。
なお、本講習会は、水質管理、水道施設管理等の講習を73時間以上、水道施設における実務研修を15日間以上義務付けるなど、水道の管理に必要な知識及び実務経験を効率的かつ効果的に習得できるものとなっている。
また、本講習会については、高い公益性が求められるため、本来的には国が行うことが望ましいが、これをすべて国が実施することは相当程度の負担が伴うものであることから、厚生労働大臣が登録した一定の要件を満たす講習会（登録講習会）において実施することにより、当該事業の効率的な運営を図っているところである。
なお、平成16年度末時点においては、全国で1講習会が登録を受けている。（平成18年3月末においても同数。）
評価結果（事務・事業の必要性）
本講習会は、水道の技術管理に係る高度な技術・知識を有する水道技術管理者の確保が困難な中小規模の水道事業者等からの要望も高く、適切な水道の管理を確保する上で必要なものであるため、引き続き実施するとともに、登録講習会において講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。

なお、本講習会については、平成16年3月31日より、指定制度から登録制度に移行したところであり、登録基準を満たす講習会であれば、は公益法人でなくとも、厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

3. 特記事項